

令和6年（2024年）10月3日

部室課長
会計管理者 殿
各事務局長

総務部長
学校教育部長

令和6年度（2024年度）通勤手当の実態調査について（依頼）

令和6年（2024年）9月18日付「適正な通勤手当の申請について（通知）」（6八総労第2074号）にてお知らせしたとおり、下記のとおり全職員（会計年度任用職員を除く。）を対象に実態調査を行います。

記

1 調査対象者

令和6年（2024年）10月3日時点で、公共交通機関による通勤手当の認定を受けている職員。
※休職中及び自治法派遣中の職員を除く

2 調査内容

（1）通勤履歴の確認

公共交通機関による通勤手当の認定を受けている職員は、下記①～③のいずれかを準備して、所属長（課長補佐以下は所属長、課長職は所属部長）へ提出してください。

提出の際は、別添「添付用台紙」に貼り付けしてください。重ねることはせず、貼りきらない場合は新しい台紙を使ってください。

コピーの例は別添「確認方法の例」を確認してください。

① 定期券（購入区間と期間が記載されているもの）を所持する職員

ア 定期券のコピー

※モバイル Suica 及びモバイル PASMO 利用者については、スマートフォン画面のスクリーンショットを印刷して提出する。

② 定期券（購入区間と期間が記載されていないもの）を所持する職員

ア IC 定期券内容控のコピー（紛失した場合には再発行したもの）

イ 庶務事務システムにおける申請履歴画面のコピー

③ 定期券を所持しない職員

ア IC カードの利用履歴の**原本**（直近 100 件）（印字が不鮮明になるためコピー不可）

イ 庶務事務システムにおける申請履歴画面のコピー

※IC カード利用履歴については、物販等の不要な印字を黒塗りで消し、通勤による使用区間にマーカーを引き、乗車回数を別添「添付用台紙」に記載したうえで、提出する。

(2) 所属長への提出期限

令和6年(2024年)10月8日(火)

3 確認方法

所属長が確認を行います。(八王子市職員の通勤手当に関する規則第5条による。)

※ 確認の対象となる職員名簿は、10月8日(火)に各所属長宛にメールで送付します。

4 その他

- ・申請内容と通勤実態に相違のある職員については、今後、必要に応じて個別に調査を行います。
- ・今後も同様の調査の定期的な実施を予定しています。

5 問い合わせ先

○教育委員会以外の部局の調査について	○教育委員会部局の調査について
総務部労務課 給与担当	学校教育部教職員課 市職員担当
内線 2229・2235	内線 4113～4115
外線 042-620-7204	外線 042-620-7404